

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○参議院福島県選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額

の制限額を定めた件の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十号

平成十九年四月二十二日執行の参議院福島県選出議員補欠選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条第一項第二号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。
平成十九年四月五日

制限額

四〇、四七三、五〇〇円

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

福島県選挙管理委員会告示第四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成十九年四月四

日現在において、次のとおりである。
平成十九年四月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、五四七
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四六、二二五
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	制限額	選挙区	制限額
伊達郡	三二、一五四	福島市	七七、二三五
安達郡	一八、三八八	会津若松市	三一、九四三
岩瀬郡	八、五六六	郡山市	八八、四四八
南会津郡	九、一一二	いわき市	九五、六七七
耶麻郡	一四、四五七	白河市	一一、五七六
河沼郡	九、五三四	原町市	一一、八一五
大沼郡	八、八三七	須賀川市	一八、〇二二
西白河郡	一八、〇三〇	喜多方市	九、四〇一
東白河郡	一〇、〇一七	相馬市	一〇、四九六
石川郡	一一、六八三	二本松市	九、二二二
田村郡	二〇、三〇九		
双葉郡	二〇、〇七二		
相馬郡	一一、一三二		